



News Release

報道関係者各位

2011年1月11日

前田元主任検事の特別公務員職権乱用罪での不起訴処分に対して、検察審査会に申し立てを行いました。

郵便不正事件で証拠隠滅罪で起訴された大阪地検特捜部の元主任検事・前田恒彦被告について、「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」（代表：八木啓代）は、昨年11月1日に最高検に対して特別公務員職権乱用罪で告発を行いました。しかし、この告発を不起訴処分（12月24日）とする決定が出たことから、本日、検察審査会に本処分について審査申し立てを行いました。

<検察審査会への申し立ての経緯>

当市民の会は、前田元主任検事が、村木厚子・元厚生労働省局長を逮捕・拘束した一連の行為は特別公務員職権乱用罪に当たるとして告発を行いました。昨年12月24日に最高検より不起訴処分とする旨の通達がありました。

最高検が同時期に発表した本事件の検証報告書においても、前田元主任検事の犯罪は、組織全体の問題ではなく、前田元主任検事と当時の上司によって構成された属人的犯罪として極めて矮小化されています。こうした検察組織の姿勢に対しては、既にマスコミ各社や「検察の在り方検討会議」の主要な委員からも厳しい批判の声が上がっています。

また、本事件の中心人物である村木厚子さんも、最高検の行った検証報告の内容に対して「（検証過程において）最高検からの接触は一切なく、事情を説明する機会もなかった」また「（検察）組織の機能の在り方などが十分検証されていない」と最高検の検証姿勢に不満と疑念を表明され、国と大坪元特捜部長、前田元主任検事、そして取り調べを担当した国井弘樹検事＝現法務総合研究所教官に対して国家賠償を求める訴訟を自ら起こされました。当市民の会としても、本告発を不起訴とした最高検の決定は、極めて不当と考えています。

検察組織の自浄能力に限界があることがわかった以上、検察審査会において国民目線に基づいて主体的に本件不起訴処分を審査することが不可欠と考え、当市民の会としては、今回の申し立てに及んだ次第です。

<健全な法治国家のために声を上げる市民の会について>

当市民の会は、学者・研究者、弁護士、会計士、作家、写真家、会社員など様々な職業・背景を持つ個人（市民）が、ネット上の議論や呼びかけに応じて組織されました。

政党などに帰属した従来型の「市民団体」とは一線を画し、今回のように「前田元主任検事の特別公務員乱用罪での告発」など、本市民の会が掲げる活動テーマに賛同した人々が、共に参加する形で運動を展開するアジェンダ型の市民組織です。

代表：八木啓代（やぎ・のぶよ）

ホームページ：<http://shiminnokai.net/>

<送付資料>

- ・ 本ニュースリリース
- ・ 審査申立書（添付資料）

以上

《本発表に関するお問い合わせ》

健全な法治国家のために声をあげる市民の会 広報担当：加藤、京谷

E-mail：shiminnokai21@gmail.com FAX：03-4333-0442

URL：<http://shiminnokai.net/>